

Title	戦後日本の地域的共同性の変遷：埋め込み・脱地域化・埋め戻し
Sub Title	The Change of Local Commuality in Post World War II
Author	田中, 重好(Tanaka, Shigeyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.1 (2004. 1) ,p.401- 446
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川合隆男教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040128-0401

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後日本の地域的共同性の変遷

——埋め込み・脱地域化・埋め戻し——

田 中 重 好

「そもそも精巧な手統を使う調査モデルの設定に際し、また信頼するに足りる資料の意味づけに際して、社会学者が——無意識のうちにも——持っている価値的前提が決定的な重要性を持つている。その重要性を意識しないのは、極めてしばしばその時代、その社会で自明とされている価値的前提を疑うことなく採用しているからである。『人は近ごろよく「無前提な」学問ということばを口にする。だが、いったいそんなものがあるであろうか』とウエーバーはいう」（石田雄、一九九五、一九九―二〇〇頁）

一 はじめに

二 地域社会への共同性の埋め込み

- 1 「庶民生活の創造性」としての共同組織
- 2 ムラに埋め込まれた共同性をめぐる評価

三 共同性の脱地域化

- 1 ムラの衰退
- 2 高度経済成長と地域生活の変化
- 3 都市化と「生活の社会化」
- 4 新しいコミュニティ・地域社会を求めて
- 5 住民運動

四 地域社会への共同性の埋め戻し

- 1 共同性の可視化と埋め戻し
 - 2 地域への埋め戻しの具体相
 - 3 問題解決の場としての地域社会
- ### 五 戦後日本の地域的共同性の変遷
- 六 共同性の変遷と潜在的な共同性の発見

一 はじめに

戦後日本の社会変動は、短期間のうちに、それまでの社会構造を根本から変化させるものであった。その急激な社会変化のなかで、地域の共同性のあり方も、短期間のうちに根本的に変化してきた。

戦後の地域社会学では、一貫して「共同体からの解放」「個の自立」が求められてきた。それと並行して、「コミュニティの探求」が続けられてきた。近年、ボランティアの隆盛に象徴されるように、「共同性の発現」が見られるようになり、さらに、思想的にも、共同性を評価する傾向が強まっている。こうした「共同性の再評価」ともいえるべき現実的、思想的な動きが、ちょうど、日本社会の構造転換と時を同じくして進んでいる。

増田四郎は、一九七〇年代の「大きな曲がり角で生まれた新しい意識の芽生え」に着目して、コミュニティ創造の重要性を次のように述べている。日本では、「明治維新以来、今日にいたるまで……重層的に積みかさねられている多様な生活の場のもろもろのルールを、お互いに話し合いによってつくり出し、それを守りぬぎ、それを一層発展させるといふ精神の培養と訓練にはまるで欠けていた」(増田、一九八〇、一四六頁)。そのため、『共同体』ということばで理解される語感は、いつまでたっても家父長的ないし伝統的なものであり、自由と平等を原則とするメンバーシップの考えにもとづくコミュニティの原理が、いっこうに定着しない(二四七頁)ままであった。ところが、一九七〇年代に、公害問題、基地問題、開発問題、日照権問題、医療問題、食糧問題など「具体的な地域住民の生活をおびやかすもろもろの危険に遭遇し、市民生活の安全と平和と秩序を守るという自己主張の共通の拠点をみつけ、それを契機に大資本や行政ベースの締めつけに抵抗する姿勢を示すとともに、新しいコミュニティの結成にうごきはじめたことは、この国の歴史に照らしてきわめて注目すべき現象である」

(二六八頁)。「こうした大きな曲がり角で生まれた新しい意識の芽生え」を発展させ、「真に地についた新しいコミュニティを創造するには、どうすればよいのであろうか。これが今日のわれわれ日本人が置かれている現状であり、同時にまた課題なのである」(二四九頁)。この一九八〇年の「宿題」に対して、社会学はいまだに解答をだせないままである。本稿は、この課題を考える準備作業として、戦後日本の共同性をめぐると変遷を検討する。

社会学にとって「共同性の解明、とりわけ近代以降の社会諸集団における共同性の探求は、社会学のアイデンティティの焦点である」といい(長谷川、二〇〇〇、四三七頁)といわれている。とくに地域社会学にとって、共同性という概念は中心的な概念である。「コミュニティという言葉には、一方での地域、他方での共同という二つの要素が含まれている」(園田、一九七八、一四頁)といわれるように、これまで地域社会学は地域性と共同性との交わるフィールドで研究を行ってきた。しかし、共同性を正面から取り上げて定義し、それに基づいて議論することが少ない。日本の社会学辞典を見ても「共同性」の項目は見られなかった。二〇〇三年になって初めて、『岩波小辞典 社会学』(宮島編、二〇〇三)に「共同性」の項目が設けられた。例外的に中久郎(一九九一)、新陸人(一九九七・一九九八)木田融男(一九九九)、山下(二〇〇一)を数えるばかりである。

本稿は、共同性という用語を軸に、戦後日本の地域社会の変遷を素描することをめざしている。ここで共同性とは具体的には、①価値・規範、②認識、③関心、④感情、⑤行為・活動、⑥関係、⑦組織、⑧制度、⑨運動、⑩財、⑪空間に関わる共同を含んでいる(田中、二〇〇三)。

「共同性を軸に地域社会の変遷を再整理する」という作業は、具体的に、相互に質の異なる三つの課題を含んでいる。その課題とは、「戦後日本の地域社会のなかで共同性がどう変化してきたのか」(現実の変動)、「地域社会研究において共同性の変動をどう捉えてきたのか」(研究上の解明)、さらに、「共同性を価値的にどう評価してきたのか」(思想的評価)という三点である。しかも、この三つの作業は相互に密接に関連している。

この小論では、戦後の地域社会の変遷を三つの側面に分けて検討することはしない。ここでは、その全体の変遷を、一九四五年〜六〇年頃、一九六〇年頃から一九九〇年頃、一九九〇年〜現在という三つの時期に区分し、地域への共同性の埋め込み——脱地域化——埋め戻しの過程としてスケッチ的に描き出す。そして最後に、こうした共同性の変動と「潜在的な共同性の一貫性」を対比し、今後の共同性研究の方向を検討する。

二 地域社会への共同性の埋め込み

戦前から戦後の農村の研究のなかで、繰り返し強調されてきたのは、生活面でも生産面でも、単独の個人や家では自立できないという現実であった。自立が不可能なため、ムラでは相互扶助が必要とされ、また、支配と庇護との関係を取り結ぶことで自分の生活を支えざるをえなかった。

1 「庶民生活の創造性」としての共同組織

有賀喜左衛門は、社会保障制度がない時代、家を単位とした共同性が生活を支えていたという。「どの時期の家でも……家はそれ自身の単独経営で存在することができる」と考えたことはなかった。単独では存在があぶないから、他の家との幅広い生活関係によって支えなければならぬと、工夫してきた」（有賀、一九七二、四〇頁）。そうした「工夫」の結果、家を単位とした共同の生活関係がつくりあげられてきた。それが家連合である。その家連合は具体的には、一つは同族組織であり、もう一つは村のなかの互助組織であった。

さらに、家と個人との関係も同様であった。「家自体を維持しなければ、個人を守ることができなかった」。家は「生活保障の最後の保塁」であった。家のすべての成員は、嫡系、傍系、非血縁の奉公人にいたるまで、「生

活の共同の目標の達成に対して参加し、それに関する一定の資格と義務とをそれぞれの役割」(二一四頁)に依りて果たしていた。

ここにおいて、家、同族団、村はすべて、なによりもまず「生活共同体」であった。そして、それぞれの生活共同体だけでは自立できない部分を相互に補いあつて生活を営んでいた。この意味で、地域の共同性は生活の不可欠な存在であった。

こうした地域の共同性のあり方は、国家政策と強く関連していた。有賀喜左衛門は「政治の中に社会保障の制度を欠いているということが、家の性質を決定しており、そのような特殊な性格の家が、特殊な共同組織を作るように影響する」(有賀、一九五九、一七〇頁)、「同族間での家単位の共同組織は、政治の中に生活保障の制度を欠いているから生まれるのだ」(二七一頁)と指摘している。

連合国軍公衆衛生福祉局長として戦後改革にあつたC・F・サムスは、「家族制度が大幅に崩壊し、家族内の相互扶助が、国家による公的扶助にとつて代」わられているアメリカと対比して、日本の社会保障と家との関係を次のように観ていた。「血縁共同体としての日本の家族制度の下では、家族の中で一時的に失業者が出て他のメンバーが彼を扶助する……当時の日本の家族は……兄は弟妹の面倒もみ、若い人たちは老人の世話をし、従兄弟や叔父、叔母たちの面倒まで見る。家族は非常に固く結び付いており、この家族単位はさらに広がつて一族郎党という結合体にもまで発展する……日本ではこのような大きな公的扶助費の増大を防いでいるのは、まさにこの強靱な家族制度によると思われた。すなわち日本人は失業者手当が切れても、家族内の全財産がつきてしまふまでは公的扶助を受けようとはしない。日本人はいかなる逆境に立とうとも、できるだけ自力で頑張ろうとし、できるだけ家族内で扶助し合おうという特質をもっている」(C・F・サムス、一九六二―一九八六、三六二頁)。

このように、「日本ではきわめて固く結ばれた強力な家族制度の下で、義務として個人は自己の家族の面倒を見、

さらにその家族は親類の困窮者たちの面倒を見ることを要求していた」(三二九頁)。しかし、彼はこうした集団の固い結束の裏側に、「自分の家の戸口の前の路上で飢えて、文字通り死に瀕した他人がいても、家族でなければその世話をする義務はなかった」(三二九頁)ということも見逃してはいない。

福武直も、日本農村の「共同社会性」に着目している。「部落をはなれては、「個々の農家の農業」生産は成り立たなかつた……こうした部落的な共同による生産に基礎づけられて」(初出一九五九、五〇頁、「」は引用者、以下同じ) ようやく、個々の家の生活も成り立っていた。

ムラの共同性の具体像を、余田博通の溝掛かりの研究から見よう。

ムラの水田は私的所有物であり、一筆ごとに「個別的独自性」(余田、一九五九、一四頁)をもっている。しかし同時に各水田は、幹線―支線―小溝―田という順番に流れてくる用水が、「田越しの水」となり灌漑されている。そのため、溝掛かり田は「一本の溝によって給水され、また田から田へ水が送られるという点において……一体性を有する」存在である(一五頁)。「水は田に入っている限りにおいて私的に占取されるのであるが、しかし流動状態にある場合は自分の水でも私的な占取は許されず、時によっては自分の田に一指だに触れることができない。溝掛かり田における生産は水利上田植えその他の作業において強く制約されている。水田の占取はかかる意味での諸制約の下にある占取であつて、全く自由な占取ではない。ここに占取の共同態的性質を指摘することができる」(二六一―二七頁)。ここでは、「溝掛かり田の一体性によって、占取者が好むと好まざるに拘わらず共同せざるを得ない」(二七頁)。「共同態と呼ぶにふさわしい」溝掛かり集団は、「土地占取の共同態性を基礎とし、溝掛かり田の一体性に基づく生産の共同性によって成立する集団である」(二七頁)。このように、「溝掛かり制」という混在耕地制のもとでは、水田は「個別性と共同態性」が同時に成立している。

地域資源である土地・水・山林等の保全・共同利用の調整機関であつたムラは、「農民の運命的共同性」(玉城、

一九八二、三三頁）を有していた。それは特に、「田越し灌漑」にせめられる土地と水との相互的利用システム」（三二頁）によって再生産されてきた。こうした意味で、地域のなかには、根本的に、共同性が埋め込まれていたのである。

2 村落に埋め込まれた共同性をめぐる評価

ムラの共同性が生産・生活において不可欠な存在であるという基本認識の点では、有賀喜左衛門も福武直も共通しているが、その評価においては大きく異なっていた。

有賀喜左衛門は、家・同族団やムラが作り上げた「生活の共同の形」は、「庶民生活に於ける創造性」（有賀、初出一九三八、九頁）の表現であると捉えた。有賀の研究は、「社会組織に於ける一般的な政治体制の機能を過大視し、庶民生活に於ける生活組織成立の「内生的」契機を理解せざる」（八頁）従来の研究に対する批判であった。

一方、福武直は、有賀喜左衛門と同じ現実認識に立ちながらも、その現実評価の面では反対の立場、すなわち、ムラの共同性は「封建遺制」に他ならないと考えた。ここでは、ムラの共同性は「封建的」あるいは「前近代的」性格をもち、民主化を阻害するものとして否定的に捉えられた。福武直の立場からは、「自然発生的な共同体的性格」は、「共同体的な統一と強制」（初出一九五九、五〇頁）、「地域的な封鎖性」や「小宇宙的観念」という形で具体的に現れ、ムラ人の自我の確立を阻害し、「自主独立の人間の主体的な集団形成を許さな」（五〇頁）ものと捉えられた。

このことは、福武直の次のような思想的立場と密接に関連している。「日本の民主化にとって農村の前近代性が大きな障害をなしているため、農村社会の民主化ということが、農村社会学にあっても基本的な問題意識とな

らざるをえない」(二六頁)。そのため、「農村社会の民主化」という明確な問題「意識」をもち、この観点から村落社会の研究が進められなければならない……どのような研究が行われても、この問題意識がないときには、単なる実態の記述にとどまり、有機的な統一的関連を欠き、農村社会の展開の芽をとらえることはできないであろう」(初出一九五四、頁)。

川島武宜も、「伝統的な生産様式やそれと結びついた村落協同体の種々の非近代的支配関係を強力にもって温存した」(川島、一九八七、三二二頁) 当時の社会状況のなかで、「私の立場は、現実になれわれがおかれているところの日本の社会における非近代的諸関係——特に、農村における——の止揚という現実的課題の解決である」(三頁)と述べている。当時、大多数の社会科学者にとって、「日本農村におけるこの『封建的』なるものをどう一掃していくかは……共通の問題意識であり」、「この実践的課題をもちながら諸分野の研究者が、克服すべき課題の別出を求めて農村調査に赴いていった」(高橋、一九八六、二二五—二二六頁)。

きだみのるは、こうした当時の思想的な潮流に対して、次のように冷やかな論評を加えている。「大学の A 先生はいった。われわれ農村社会学者はしばしばきだみのる氏の農村管見にドキリとすることがある。しかし彼の書くものには一つの欠陥がある。農民に対する救いがなくことだ。この言葉はインテリの思上がりのようにぼくには聞こえ、ぼくをカツとさせた。インテリ病の一つの徴候は、親しくその中に入ってつき合ってもいないのに、農民或いはニコヨンという言葉が出ると途端に同情的、感傷的、嘆息的になって『農民はええですなあ』『労働が激しくてほんとうにお気の毒ですよ』『全く相すまんですよ』と口先でいうくせがあるが、これと同じ基盤に立ったように思えたからだ。僕は抗議した。インテリが農民に救いを与えられる、そんな筈はない。その考えは身の程知らずだ」(きだ、一九六七、一四五頁)。福武らは、研究者の理想である「民主化」「近代化」を目標に設定し、そのためにどんな点を農民や農村が改革しなければならぬのかを考えたのに対し、有賀喜左衛門や

きだみのるは農民自身の「願ひ」や内発性から議論を出発させた。

きだみのるによれば、農民の願ひは「もの豊かで、それを買う錢が稼げ、駐在がうるさ過ぎず、税の安い世の中」であり、「農村は封建的」なんて判断は間違いで、「いまいった部落の願ひに合ったのが進歩で、合わないのが封建的」（一四七頁）ということになる。ここには、ムラの共同性は生産・生活上不可欠であり、それをプラスに評価する有賀喜左衛門の意見にも通ずるものがある。

しかし、有賀喜左衛門やきだみのるの意見は少数派の意見であつて、大多数の研究者は、生産力の発展により「個人の自立」が可能となり、ムラの「前近代性の克服」によつて日本社会の「近代化」は大きく前進すると考えた。ここでは、共同性は「古い因習によつて支えられた」「否定すべきもの」と受け取られている。この立場では、伝統的な共同性は「封建的なもの」とみなされ、否定された。伝統的な共同性が「封建遺制」として否定されていった。

福武直は、日本のムラに残存する古い共同性は解体しつつあると見ていた。こうした判断にたつて、「現在の農村における共同は、全般的にいつて、過去における非民主的共同形態を解体し去つていくが、それが何にもとづくのか、「新しい」共同が生じない原因は何か、何が阻んでいるのか、それにもかかわらず新しい共同化への萌芽はどのような方向に認められるかというような問題」（福武、初出一九五四、三四―三五頁）を研究してゆく必要があるという。「農村社会学こそが、はじめて農村の共同化の道を、さらには社会化の道をさぐりあてることができる」（福武、初出一九五九、二四―二五頁）。この問題は、「身分から階級への動きを追求し、これが何故に階級的自覚にまで進まないかという問題にまでおしすすめられなければならない」（福武、初出一九五四、三四頁）という主張につながっている。福武がここで「共同」といつている内容は、ムラを単位とした生産や生活の共同にとどまらず、階級的な共同性を指していた。

三 共同性の脱地域化

かつては、有賀喜左衛門や福武直が描いたように、「個人、あるいは家単独では生活してゆけない」という現実が、存在していたため、人々は否応なく、「共同の世界」で暮らしていた。こうした現実と対応して、「人間は共同で暮らしてゆくべきだ」という規範とそれに対応する制度が、地域社会のなかで厳然と存在していた。

高度経済成長は、きだみのが農民の願いとして描いた「もの豊かで、それを買う銭が稼げ、駐在がうるさ過ぎず、税の安い世の中」を実現した。だが、彼が予想せざるような形で、「豊かな世の中」は、それまでの生活の共同のあり方や共同性の意識を突きくずした。「六〇年代の高度経済成長は、資本の蓄積を拡大し、一部階層への富の集中をもたらした。しかし、それは同時に、新規雇用の拡大や賃金の上昇を通じて、中間階層の所得を押し上げ、貧困低所得階層の生活水準を引き上げることによって所得保障政策や社会福祉政策を改善し、雇用を通じて経済成長の利益を享受することの困難であった社会的弱者の福祉ニーズを充足することに貢献した」(古川、一九九二b、一三頁)。その結果、「国民のすべてが高度経済成長の受益者として体制内化されていった」。「豊かな」社会が実現してゆく過程で、「個人で、一人で生活してゆける」という「現実」と、「他人に迷惑をかける代わりに、他人に煩わされたくない」という生活の「構え」が生まれた。ここで括弧つきで現実と表記したのは、現実に対する生活者の主観的な判断という意味であり、そうした意味での現実には過ぎない。実際には、数多くの「不透明な共同性」の上に、この「現実」が成立していたのであるが、そのことに人々は割合無頓着であった。しかし、こうした「現実」は、従来からの「人間は共同で暮らしてゆくべきだ」という規範を葬り去った。

1 ムラの衰退

ムラに埋め込まれていた「封建遺制」と名付けられた共同性を打破し、個の自立に基づく「新しい共同化」の可能性を探るといふ研究課題の設定にもかかわらず、現実の農村は農業の近代化政策のもとに、福武直が期待した共同化の方向ではなく、個別化に向かって変化していった。あるいは、共同化が選択される場合であっても、「共同化集団は、事情が許すかぎり部落ぐるみに形成される傾向があり、部落との一体が不可能なばあいにも、新しい民主的な共同集団にはなりがたい。……過去における共同は、個別の利益を殺すことであり、権威主義的統制によつてはじめて運営できるようなものであったが、その感覚は、いまも生きのこつている。新しい共同は、いささかの利益の差をもゆるがせにしない合理主義と、成員の自主的な民主的運営がなくては成功しない。そのような社会的性格は、まだ農民のものとなつてはいない」（福武、一九六四、二五〇頁）。一方では古い共同化の形式を残存させながらも、他方ではムラは確実に個別化の方向に変化していった。

戦後の農業生産基盤整備と機械化・技術改良・農薬の使用などによつて、農業生産力は向上した。その結果、従来の「自立しえない幼弱な生産力によつて基礎づけられる共同社会性」（福武、初出一九五六、七六頁）は衰退していった。「幼弱な小農民の生活と生産は、共同による補完を不可欠の必要物としていた。しかし、他産業就業や混住化による同業者社会の崩壊、生産における農業の比重の低下、個別利害を表面化させ、共同性を衰退させた」（高橋明善、一九八二、一一三頁）。こうしたムラの共同性の解体は、「強いられた共同性からの解放」と肯定的に評価された。「村落共同体的な社会関係における共同性は、いわばあるいみでは強いられた共同性の契機を有していた。……すくなくともそれは個人の意志によつては拒否することのできないものであった。共同体からの解放はこのような強いられた共同からの解放でもある」（安原、一九八二c、二六一頁）。

「商品貨幣経済が浸透するにつれて、農家の私的経済から由来する利害が、意識されるようになり、農業生産における個別経営の自主性が増してくる」（福武、一九六四、一四八―一四九頁）。個別的な農業生産活動が盛んになるにつれて、農民間で階層分解が進み、ムラのなかの階層間対立が顕在化する。そうした現実に対して、農民層分解に関する研究が農村研究の中心になった。島崎稔は、階層分解論を次のように位置づけている。『農民分解論』が『農村における資本主義的諸関係の成熟の度合いを測定すること、或いは、農村における階級的諸矛盾の総体を正しく秤量し、その発展傾向を分析して、特定の時期における最も主要な側面をつかみだす』ことを任務とすることによって、農業＝農村問題にとって『基礎理論』といわれ、『終局的課題』とされるような位置を占める」（島崎、一九五九、一五四頁）。

終戦直後において、有賀喜左衛門や福武直らが捉えた農村社会の共同性は、「その共同性がないと、農業や生活が成り立たない」ほど重要なものであった。福武直のスキームでは、農村の共同体的な関係は「生産力の低い幼弱な過小農生産を存続させた日本資本主義の後進性」に基づいていた。そのため、この共同性は「資本主義の発展」とともに解体してゆくこととなる。戦後の生産力の発展により村落構造は変化し、生活圏は拡大した。その結果、ムラの外部との結びつきが強化され、ムラの共同性は急速に衰退していった。「村落は解体しようとしており、村落内の伝統的諸集団の拘束力も弱まっている……村の構成員が、専業の別なく一体となって、すべての面で共同し、村が住民をつよく拘束規制した時代は、もはやすぎ去ったのである」（福武、一九八七、一二七頁）と、福武直はいう。こうしたムラの解体は、第三期においては、過疎化にともなう限界集落化（大野、一九九六、一三四頁）や、集落そのものの消滅につながってゆく。

2 高度経済成長過程と地域生活の変化

地域社会における共同性の衰退を、琵琶湖研究から、水利用を事例として具体的に見ておこう。この現実には、余田博通が溝掛かりで描いた「水と地域」のあり様の「次の現実」であった。

水道が敷かれる以前、琵琶湖周辺地域では、川と生活は密接な関わりをもっていた。「簡易水道がつく以前、前川の水は上知内の村びとにとって文字通り生命の水であった。人びとは前川で米をとぎ、野菜や食器を洗い、洗濯をしていたばかりでなく、そこは夏には子供たちにとっては水遊びの場であり、またアユやマスやウナギなどを捕まえる娯楽と漁の場であった」（桜井、一九八四増補、一七〇―一七一頁）。そのため、水を汚さないようにしてきた地域の水文化が守られてきた。川は、「毎月一日に塩をまき、御神酒を捧げて感謝の気持ちを表すべき信仰の対象であった」（二七一頁）。日常的にも、各家庭で汚水を直接川に流さない習慣が守られていた。毎年八月の川裾祭りの前に、「床掘り」といわれる村の共同作業、川掃除が行われていた。

こうした水文化が、上水道整備によって崩壊する。「生活用水がほぼ水道水におきかわったことじたいは、生活用水源としての前川の重要性がうすらいだことをものがたっているにすぎないが、ことはそれだけに止まらない。むしろ前川がべつの意味をもつようになったことが重要である。それは前川をよごさないという生活規範が弛緩し、それにともなつて前川が排水路という新しい意味を内包するにいたつたからである」（二八四頁）。「上水が直接に表流水に依存しなくなるにつれ表流水は排水場としてしか意味をもたなくなる」（嘉田、一九八四、二一八頁）。

この地域の水道はまず簡易水道から始まった。簡易水道の時代には、行政の補助はあったが、村人は自分達の責任で水道を造り、維持管理していた。「簡易水道は自分たちで維持管理しているのだから、どこにも文句をつけるわけにはいかなかった。問題が生じても知内の住民自身が解決しなければならなかった」（桜井、一九八四、一八六頁）。

一九七六年、町に中央簡易水道が完成し、それまでの簡易水道はそれに統合された。水道の維持管理は行政へ移管され、トラブルが発生しなくなり、便利になった。「同じ蛇口から出る水でも、住民の管理から離れた水は、金銭を払えばいくらでも取得できるもの、消費的な意味しかもたないものになったのである。知内の住民自身が管理していた水は、やれ断水だ、故障だといって住民自身が走りまわらなければならぬものだった。だからこそ蛇口から水が出ないときでもその事情がよくのみこめたのである。その意味でこの水は、上知内の住民の共同によって維持された『共有財』とでもよべるものである」(二八六頁)。水が消費的意味しかもたなくなった時、共有財という意識も消失していった。

「共有財」について、次のような追加説明がなされている。「知内の簡易水道は住民自身が敷設して維持管理し、その水を自分たちが享受していた。このときは財の管理主体と享受主体が一致しており、その点で『共有財』である。……これが中央簡易水道に統合されると住民は維持管理と関係なくなり、単にその利用度に応じて金銭を払うだけになる。いわば、金さえ払えばだれにも遠慮なく利用できるのである。そのときこの水は『共有財』の意味を失った」(二〇三頁)。桜井は、管理と享受が同一主体である時、共有財といえるという。「村社会で一般的にいわれる『山』と『水』の共同(共有地、共有林、農業用水)も、その管理と享受の主体が共に村びとである点で『共有財』であり、それゆえ村びとに大きな意味をもっていた」(二〇三頁)。共有財であったものの管理が住民の手から離れ、享受だけになった時、共有財としての意味は失われ、環境破壊が生ずる、という。

この点に関連して、玉城哲は次のように説明している。「むら」は地域の資源である土地・水・山林等の保全・共同利用をつうじて、個々の『いえ』の『家産』を保全し、増強するために必要な補完的機能をもっていた」(玉城、一九八二、一二四頁)。しかし、戦後の農村の変化のなかで、むらの地域資源、地域ストックの意味も変化せざるをえなくなった。「むらの自己労働の投入によって達成される自己サービスの構造が弱まり、個々の

農家が外部の何らかの機関によるサービスの供給を期待するという姿勢に変化してきた」（八五―八六頁）。

地域から共有財が消滅してゆくにつれて、地域社会は衰退していった。共有財としての意味を喪失したことから並行して、「利用の個別化と水源の公共化」が同時に進行する。ここで「公共化」とは、本来の公共（パブリック）という意味とは異なり、行政による整備・管理運営という意味である。「利用の場の個別化と水源のもつ公共化が同時併行的に進んできたところに、水利用形態の変遷の大きな構図をよみとることができる」（嘉田、一九八四、一二二頁）。ここで、共同管理主体としての地域は、ムラから市町村へ変化している。以上の変化は、私化と行政化の進展によるコミュニティの衰退とも言い換えることができる（田中、一九九二）。

3 都市化と「生活の社会化」

産業化が進み、生活が豊かになった現在、「かつてのような共同性がなくても人々は暮らしてゆける」状態に変化した。高度経済成長によって生活が「豊かになって」ゆくにしたがって、地域生活の場から急激に共同性が衰退していった。そうしたなか、「農村共同体の崩壊」はもちろん、「地域の社会解体」「地域社会の空洞化」までもが、地域社会研究の視野に入ってくる。

一般に、産業化・都市化によって行政や市場の機能は拡大する一方、家族・親族やコミュニティの機能は縮小すると考えられている。この点を地域社会の共同性に限定して、詳しく検討して見よう。

産業化の「成功」と、それによる公共財政の拡大により、従来地域社会が果たしてきた共同活動が、行政機関によって代替された。地域の共同活動とは、防災、防犯、娯楽、生活の相互扶助¹¹福祉、生産の基盤整備や管理（農業の場合では農業用水や農道の整備、維持管理など）である。同時に、産業化によって「豊かになった」大多数の人びとにとって、それまで地域的共同体を介して充足してきた自己（あるいは家族）の生活上のニーズが、市

場を通して実現できるようになり、地域的共同は「もはや不要」あるいは「煩わしい」と感じられるようになった。このように見てくると、地域的共同性が消滅するのは、行政活動の領域拡大と質的向上により、さらに、市場による充足が可能となることによって、行政や市場に代替されたからである。

都市化によって、「自家処理から共同処理へ、それも素人の相互扶助的な共同処理から専門機関による専門処理システムへ」と移行してゆく(倉沢、一九七七、三五頁)。そのことを倉沢進は、「生活の社会化」と呼んだ。すなわち、「生活の社会化」とは、行政サービスと商業サービスからなる「専門的な問題処理システム」への依存を強めていく過程である。

しかし、専門機関のサービスの比重が高まり、都市的公共施設が高度化・複雑化・巨大化してきた現在、改めて、「巨大な施設体系をふくんだ専門的処理システムの中に相互扶助システムをサブシステムとして組みこむことができるか」が問われている、という。

倉沢進の「生活の社会化」論を森岡清志は次のように整理している。「都市生活とは、みえざる共同性、不透明な共同性によって特色づけられる社会的共同的生活である。この不透明な共同性は、諸個人の生活が相互に媒介的な連関によって結ばれる結果として生ずる共同性である」(森岡、一九九〇、二八八頁)。都市化は私的自由の世界を拡大した。「都市化は、直接的共同性、透明な共同性を駆逐することを通して、諸個人を共同態の枠から解き放し、個人の私的自由を確立する」。専門的機関による生活問題の処理がおこなわれる都市において、人々は、「生活が直接的共同性のもとに埋没し、個人的生活を自立的単位として析出することにほとんど意味がないような個人」とは異なり、「個人的生活のレベルにおいて、人々をサービス選択の主体、私的自由の実践主体」(二九一頁)となる。

ただし、すべての共同生活問題が専門処理できるものではないため、「住民の相互扶助活動による解決・処理」

も必要とされる。とはいえ、「直接的共同性、透明な共同性を駆逐」した後に残る「住民の相互扶助活動による解決・処理」はごく限定されたものにすぎない。都市生活の中心は、行政機関や商業機関という専門処理機関によって担われる「不透明な共同性」の上に成り立っている。

この生活の社会化論で前提とされているのは、「自己決定と自己責任に基づく個人主義的な幸福追求の考え方」(武川、二〇〇一、一四頁)である。これは消費生活場面においては、財やサービスを選択するのは消費者の側であるとする消費者主権の考え方となつて現れる。福祉の場面では「自助の原則」の強調となつて現れる。この点で、生活の社会化論は期せずして新自由主義的な議論と同一の基盤に立つことになる。

「共同性から解放される」ことによつて、都市生活はますます個人化してきた。消費者主権にもとづき、個人々の努力によつて、自分の生活条件を整備・向上させればよいという価値観が主流を占めるようになった。

生活の社会化論的な観点からすれば、この私的自由・自治を基本とした個人の都市的生活様式と、専門的処理機関による生活問題の処理方式とが組み合わされているのが都市社会である、ということになる。確かに、総中流化といわれ失業率も戦後最低を記録した当時の社会的背景のなかでは、「個人主義的な幸福追求と専門的な組織への依存によつて、順調な生活がおくれる」と信じられていたとしても不思議ではない。

こうして、都市生活者の意識の上では「共同性なき都市」が生まれてきた。そして、この意識を支える社会的装置が整備された。そうした社会的装置が整備されることによつて、行為者の主観的な「共同性」が存在しなくても、暮らしてゆくことができるようになった。大多数の人々は、集合住宅や住宅団地に居住しながら、そこでの社会関係はもちろん、その場所への帰属意識すらもたずに暮らしていた。さらに、その場所を共有することによつて生ずる役割に対する自覚をもたずに暮らしていきえるようになった。極端に表現すれば、都市全体に関して、都市の政治・行政システムの担い手としての自覚をもたず(大都市ほど首長選挙、地方議会選挙の投票率が低

い)、同様に、都市インフラ整備の費用負担もせず、ひたすら都市空間を「消費する空間」としてしか捉えずに暮らしていけるようになった。

以上の「共同性なき集合的都市」成立の過程は、共同性という点から見れば、共同性の不可視化のプロセスであった。共同性がハードな装置に代替され、あるいは同時に、巨大な官僚制によって支えられている行政システムに担われ、住民自身の直接的な「責任」や「視野」から抜け落ちてきたため、共同性は住民にとって「見えないもの」になってしまった。見えなくなることによって、さらに、共同の意識は衰退した。

しかし、生活の社会化論のもつ楽観的傾向に対しては、さまざまな批判が投げかけられている。専門的な処理機関への依存だけで人々のニーズは果たして満たされるのか(とくに、低所得者層について、そうした構造が機能的な充足を保障するのか)、そうした構造が新たな問題を生じさせないのか(実際には、集合的不利益の問題を発生させているが、専門的処理システムだけで問題解決はできるのか)、「見えない共同性」を「見える共同性」に転化させないと解決できない問題が多い、などの問題が残されている。

「近代以降の産業社会によって切断され、断絶させられてきたアップストリームとダウンストリームをどのように再統合し、循環的なシステムとして再編成するのか、という課題に、私たちは直面している」(長谷川、二〇〇三、二八頁)と考える長谷川公一は、環境論から、生活の社会化論¹¹都市的生活様式論について次のように批判している。「都市的生活様式は、倉沢進(一九七七)以来、『専門処理システムによる共同処理を原則とする共同生活の営み方』(森岡、一九九三、一〇九四頁)であるとされるが、倉沢らに代表される主流派の都市社会学者は、専門処理システムへの依存を自明視し、そのもつ問題性、ダウンストリーム問題の深刻さを射程の外においてきたといえる。都市的生活様式論からは、循環や共生を重視するエコロジカルなライフスタイルを評価する視点
はうまれたい」(二八頁)。

さらに、生活の社会化論が暗黙のうちに想定している生活者の「自立性」についても疑問が提示されている。「現代の都市世帯はその機能を縮小させており、よって立つ生活基盤の脆弱さからいっても、生活単位としての自立性はむしろ弱まっている」（中田、一九八二、九一頁）と批判される。私的自由・自治を基本とした個人が成り立たないとすれば、生活の社会化は人々に順調な生活を保証するものとはなりえない。

さらに、「生活の社会化」も共同性形成の契機となりうるとしても、即自的には共同性をうみ出すものではない（安原、一九八二c、二六二頁）。だとすれば、生活の社会化の結果生み出された「見えない共同性」が、どう可視化してゆくのかを議論しなければならないはずである。だが、生活の社会化論では、この肝心な点が検討されていない。

要するに、生活の社会化論からは、「共同性の回復」の道筋を引き出すことができない。中田実は、生活の社会化という事実を前提にして、次のように「共同性を取り戻す」必要と方法を提示している。「都市生活がその客観的基盤における社会化によって支えられているとするならば、都市生活の意識も、この事実を反映して社会化され、共同性をとりもどさなければ、社会的共同消費をよく整備・充実させることもできないし、私的生活を守ることもできないであろう。それは、都市生活の社会的基盤を、それを必要とする利用者が意識的に整備・運用することである。商品として提供者の側の恣意にゆだねられ、あるいは官僚的な行政サービスとして上から与えられてきた共同消費にたいし、利用者がその『共同』性をとりもどすことによって、その『管理』に参加していくことである」（中田、一九八二、九一―九二頁）。ここには、生活の社会化論が不問に付した都市生活者と専門的機関との関係を問うことこそが重要である、と主張されている。

4 コミュニティづくりと地域形成

生活の社会化が進行する一方で、新しいコミュニティ、新たな地域社会を求めると、それに関連した研究が進められてきた。

「資本主義経済の展開につれ、共同社会と地域社会の結びつきは崩れ、それは一方ではコミュニティにおける共同性の急速なる喪失となつて結果する。そこでは同じ地域に住む人々の間にも共同性は全くといってよいほど失われ、あるいは敵対的關係すら醸成される。これが近年よく論じられる地域社会におけるテンションの問題であり解体化の傾向といわれるものである」(園田、一九六四、五〇頁)。高度経済成長の後半期、一九七〇年頃になると、「現代はコミュニティの不毛の時代」(国民生活審議会コミュニティ問題小委員会、一九六九、三頁)という認識が一般化する。

地域社会解体のテーマとともに、コミュニティづくりが議論されるようになる。「解体しつつある地域社会のなかで、地域社会がどう復権してくるのか」、「急速に進む大都市郊外化のなかで、新たなコミュニティがどう形成されてくるのか」という問題関心のもとに、研究が進められていった。この頃、コミュニティという用語が盛んに用いられるようになった。それは福武直がいうように、「現在の日本では、非民主的な共同体の結束が解体したあと、ばらばらになった住民を民主的にまとめあげ、新しい市民的な連帯と協力を引き出したいという願いが、片仮名文字で書かれて使用されるこの外国語にこめられて」(福武、一九八七、二二九頁)いた。国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告書においては、「新しい市民社会にふさわしい」(同委員会、一九六九、三〇頁)コミュニティは、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」(二頁)と説明されている。

こうした考えのもと、政府と自治体ではモデル・コミュニティづくり政策が進められ、都市社会学者もコミュ

ニティ創造の可能性を探るべく研究を行った。「コミュニティ形成には、公と私、提供者と利用者といった分解を、あるレベルで統合化の方向へ転化させる可能性が期待されている」(奥田、一九八〇b、三七四頁)。コミュニティを「公と私との分解を架橋するメディアとして明確に位置づけることが必要」であり、「公、私に加えて共とも名づけられるこの共有の土俵上で、コミュニティ施設、住民参加としての自主管理・運営、また管理・運営の『中間』組織体も、独自の新しいモデルが探索されることになる」(三三八頁)。この議論は、消滅した共有財の回復にもつながるものである。

コミュニティづくりと並行して、「地域形成」の可能性が議論された。地域形成論は、コミュニティづくり論と重なりあう部分もちながら、同時に、地域形成の問題を体制の問題と関連させながら追及する点において、根本的に異なる理論的基盤に立っていた。地域形成論の立場を代表する蓮見音彦は、「解明される必要のあるもつとも重要な点は、国家独占資本主義体制の下で、政策的に展開される資本の蓄積・発展をすすめる諸方策が、地域社会にいかなる変動をもたらし、どのような地域社会の状況をつくり出すのかということを明らかにする作業である」(蓮見、一九八〇、一一頁)と説明している。

地域形成論がめざすのは、地域の自立であり、「地域復権」であった。そこでいう地域の自立とは「第一には、〈自立〉は〈支配||従属〉関係からの脱却であり、第二は内発的發展の重視であり、第三には庇護的干渉から脱して意志決定の自律性を強化すること」(安原、一九八二a、二二八頁)であった。また、地域復権とは「地域を人間的な生活再生産の場とすることの確認にほかならない」(安原、一九八二b、二二九頁)。さらにそれは、「生活の場としての地域の再確認であるとともに、断片化され、アトム化される状況のなかでの地域における連帯や個別に処理しえぬ諸問題をめぐっての、新たな共同性と公共性の形成にかかわる問題をふくんでいる」(二四二頁)。したがって、地域復権のなかで、問われているのは「ローカル・パブリックの再形成」(安原、一九八二c、

二五八頁)であり、地域の共同性のあり方である。「地域におけるパブリックなるものの、草の根からの形成を支える如き、共同性の新たなありかたがそこで模索されねばならなくなる」(二六一頁)。ここで問題提起されたロイカル・パブリックは、後段に見るように、住民運動のなかで議論されてきた「もう一つの公共性」と連動していた。

以上のような問題提起はたぶん理念的なものであって、コミュニティづくりや地域形成が具体的にどういう形で可能なかが充分実証的に明らかにされたとは言い難い。コミュニティづくり論や地域復権論は理念的な議論に陥りがちであった。この点では、次に議論する住民運動論が「現実」から出発して、そこに内在する理念を問題にしていったのとは対照的であった。

他方、コミュニティづくり論や地域形成論は、実証的な研究を行う場合でも、特定の成功例の事例研究に終始しがちであった。多くの場合、そこで対象となる事例は、「恵まれた条件をもつ」地域か、あるいは、「きわめて恵まれていない(たとえば深刻な問題を抱える)」がゆえに、強い危機感をもつ「地域であった。コミュニティづくりについては、神戸市の丸山地区や真野地区の事例報告がなされているが、そうした突出した成功事例をいかに一般化できるのか、それ以外の地域でコミュニティ形成の可能性をどう獲得してゆけるのか、十分に議論されなかつた。こうした問題点は、コミュニティ論、地域形成論以降、まちづくり研究や地域活性化研究にも引き継がれてゆくが、この問題をめぐる方法的反省や新しい提案が未だになされてはいない。ただし、この研究上の課題は、地域社会論にとって根底的なアポリアであり、上記の研究テーマに限定されるものではない。

5 住民運動

高度経済成長と全国に展開された地域開発の「歪み」が社会問題化する一九六〇年代後半から七〇年代前半の

時期をピークに、全国各地に住民運動が続発した。その住民運動とは、「主体的に呼びかけあって地域的共同の生活課題解決のために結集するボランティア・アクション、ボランティア・アシエーション」(越智、一九九一、二七六頁)であった。

実際、住民運動の契機は、ほとんどが、公害反対あるいは開発反対運動のように、「負の問題」から出発した。新しい価値を実現するような「正(プラス)の問題」から出発したものは少なかった。「マイホーム」に閉じこもりの無関心型も、私生活が外部的に侵害される以上、地域(生活)問題とのかかわり、あるいは問題解決の手だてを意識せずにはいられない」(奥田、一九八〇a、二〇七頁)ところから、住民運動は始まった。その点では、住民運動が抱え込んだのは「やむにやまれぬ、突然の共同性」であった。そのため、多くの住民運動は「問題が表面化してから事後的に個別的に対応し、開発志向的な企業や行政を告発・批判する防衛型の運動という側面が強かった……一回起的なシングル・イツシュー型の運動だったのである。端的に言えば、わが身に、わが地域にふりかかろうとする火の粉を必至に振り払おうとする運動だったのであり、生活拠点の防衛という危機感に条件づけられて短期間に急速に盛り上がるというパターンをとることが多かった」(長谷川、二〇〇三、五七頁)。

この意味で、住民運動が創り出したのは、コミュニティづくりがめざした安定したコミュニティではなく、急ごしらえの、あるいは、それまでのコミュニティを応急修理して作り上げたコミュニティで、その成立のきっかけから見れば「不幸なコミュニティ」であった。

「不幸なコミュニティ」を大阪市天王寺区上本町「上六地区」の町の整備を事例に見てみよう。この地区は、太平洋戦争末期に建物疎開のためそこに建っていた建物を強制撤去され、戦後、不法占拠による闇市が集積した町である。戦後の混乱が終息した後、闇市の商店主が組合を作って、地主から土地を賃貸して営業を続け、最終的には各商店主がその土地を買い取った。このまちづくり運動の過程で、共同で町を整備してきた。

越智昇は、「この町は……大阪市から見放されていた……だから、水道管の工事も、電気、ガス、取水栓、アーケード、下水管、こうした工事は、みんな町内会でやらねばならなかった……これがあったために、町内が結束した」という地元の声を伝えながら、この町のコミュニティづくりを次のように説明している。「上六の住民はむしろ、できることなら国家や自治体の手厚い保護を得て各戸が安んじたいと願っていた。それが全面的に見放され見棄てられ、邪魔者として疎外された。そこから、住民相寄って自立する以外に方途がないと観念した。この覚悟と行動が上六をして、それ自身の歴史と伝統を持つ完全な民間的組織に成長させたのであった」(越智、一九八〇、三〇四―三〇五頁)。面白いことに、ここでのまちづくり運動は、水道を含めて町の基盤を共有財として整備することであった。

住民運動は、地域社会の共同性を考えるとき、さまざまな論点を提供している。ここでは、そのなかから、(1) 固定的な地域からの共同性の解放と重層的な共同性の発見、(2) 「もう一つの公共性」への問題提起、という二つの点に絞って見てゆく。

住民運動は、従来のように共同性が特定の地域レベル(なかでも、農村地域のムラ、都市部の町内や学区)に固定されていたやり方から「自由になった」。そのことは、「社会的慣性の延長上に設定されている共同性」から「解放された」と言い換えてもよい。

従来は、町内・ムラ、あるいはコミュニティというレベルで共同性が議論されてきた。共同性がムラなどに「凝集化され実体化されている」ために、研究者のまなざしも、ここに固定されがちであった。しかも、その場合、町内・ムラでも、コミュニティでも、一定の共同性の組み合わせの内容が伝統的な地域の決まりによって、別の言い方をすれば慣性的に決まっていた。だから、ある地域の町内会は夏には盆踊りを企画した。ムラではムラ人が死亡した時には、誰がどういった仕事をどういう順番で果たすかが決まっていた。しかも、ある課題はど

のレベルの地域（隣組のレベルなのか、集落レベルなのか、行政村のレベルなのか等）が担当するのかも、その地域の慣習としておおよそ決まっていた。このように共同性がインフォーマルに制度化されていた。第一期のムラ・家研究は、このインフォーマルな制度を読み解くことに力を注いできた。

これに対して、例えば、公害問題に関しては、工場公害であるのか、幹線道路の騒音公害なのか、さらに、その被害の広がり方などにより、その時々で、共同性をどのレベルの地域で設定してゆくのかを決めなければならなかった。必要に応じて、問題解決の地域的レベルをその都度設定しながら共同の課題に対処した。その時々流動的な問題に合わせて、ある種の融通無碍さをもって（だからこそ、運動という形が必要であった）、共同性を発揮してゆくことは、これまでの地域社会にほとんど見られなかったことである。

こうした意味で、住民運動は「新しい下からの共同」のあり方を模索したものであった。そのことが、現在のまちづくりや、ボランティア・NPOの叢生につながっている。

共同性の設定をさまざまなレベルでおこなっている住民運動は、一元的な組織によって進められるのではなく、広狭さまざまな組織が多層的に関わりながら進められてきた。たとえば、公害反対運動の場合、被害者の地域住民が中心となりながらも、既存の政治団体、労働組合運動、自然保護団体など、さらに、地域の外部の専門家集団や支援団体などと連携しながら運動が展開された。このように、地域の共同の問題に対処するために、重層的な組織ネットワークを作り上げた。ここでは、共同性は重層的な構成を示している。

住民運動が重層的な共同性によって成り立っているばかりではなく、運動の目的を実現してゆく上で、公共性の問題に直面せざるをえなかった。言いかえれば、運動の主張を実現してゆく上で、公共性の次元に留まることだけでなく、公共性の問題に直面せざるをえなかった。

住民運動の過程で、「圧倒的な公共性を有する国家行政」と、「それに対抗する社会的少数派」という構図のな

か、運動は「少数派からの異議申し立て」という「対抗的な社会運動」としての性格を帯びざるをえなかった。この構図のなかで、権力の側が「公共の福祉」や「公共事業」という名目の下で、さまざまな住民の反対を押し切ってきた。具体的には、「公共事業の建設の局面では、『公共性』概念は、事業予定地でそれまで生活してきた人々に対して立ちのきと生活再編を要求する、うむを言わさぬ論拠として作用する、公害問題の文脈では、『公共性』は、加害者を免責し、被害救済を拒否し、受忍限度の引き上げを正当化し、被害者を未解決状態に閉じこめる作用を果たしてきた」「一種のマジックワード」であった(舩橋、一九八五、二三九―二四〇頁)。しかし、運動の側も、このマジックワードの公共性に、真正面から対抗していった。

「公共性」対「少数派住民」という構図から脱出するために、「公共性」それ自体が問題として取り上げられてゆく。大阪国際空港騒音訴訟(一九六九年に提訴)については別の機会に触れた(田中、二〇〇二)ので、それ以外の事例で、このことを具体的に見てゆこう。

一九六六年に住宅地に東海道線の迂回路線を敷設する計画に反対するために起こされた横浜貨物線反対運動は、「公共性」と「地域エゴイズム」との間の葛藤に直面することになった。反対運動のリーダーはいう。「今日の日本において、『公共のため』という言葉ほど強力なものはない。……そして『公共の福祉』の前に住民の権利は無視され、この傾向はさらに強まっていくであろう。住民運動はこの『公共の福祉』に対する住民の造反である」(宮崎、一九七五、一六九頁)。この「造反」の過程で、「いったい、関係住民を犠牲にする『公共性』とは何なのか」が繰り返し問われた。「住民運動はいっさいの『公共性』を拒否するのか。『公共の福祉』と『地域エゴ』を対立させて考える限り、突破口はない。それよりも、この両者が対立させられてきたこと自体がおかしい、と考えた方が素直ではないか。……誤解を恐れずにいえば、住民の生活を守る『地域エゴ』こそすべての前提ならなければならない。『公共の福祉』は『地域エゴ』の積重ね、もしくは延長上に位置づけられなければならない

いではなかるうか」(二三八―二三九頁)。

同時に、一九六六年に始まった藤沢市辻堂南部地区区画整理反対運動でも、区画整理事業の「公共性」という問題に直面し、次のように批判している。「都市計画における大規模公共施設がもはや地域住民のためのものではないとすれば、施行者が『錦の御旗』のように振りかざす『公共の福祉』という言葉は、住民に対して説得力を失ってしまう。本来の意味での『公共』という觀念が、個々の住民の利害を下から積み上げ、調整して行った結果として出てくるものだとなれば、地域住民の立場を無視して上から押しつけられる『公共』などといったものは、公共の名を借りた何かほかのものにすぎない」(安藤、一九七八、一二三頁)。

住民運動組織自体にとつても、たとえば「開発反対」運動においては、その「開発」側が掲げる「公共性」を批判し、運動が主張する事柄の正しさを「もう一つの公共性」を構築することによって証明しなければならなかった。さらに、その「もう一つの公共性」には、「環境資源に対する『公共化』」(「平等利用」という問題)(似田貝、一九七六、二三七頁)が含まれていた。「環境はみんなもの」という公共化は、たとえば、「入浜権」の主張となった。「古来、海は万民のものであり、海浜に出て散策し、景観を楽しみ、魚を釣り、泳ぎ、あるいは汐を汲み、流木を集め、貝を掘り、のりを摘むなど、生活の糧を得ることは、地域住民の保有する法以前の権利であった……われわれは、これらを含めて『入浜権』と名づけよう」(高崎・高桑、一九七六、一七六頁)。この入浜権の主張は、海が特定の企業により占有されているという現実に対して、海や浜は「みんなのもの」という主張を対置させたものであった。

似田貝香門は、住民運動を共同性、公共性に関連づけながら次のように議論している。都市の土地は法人市民によって占有されてきた。「資本の論理による土地所有・利用」が進められ、都市の「総空間の商品化」が「剰価値の視点」から進んでいる。そうした事態に対して、「居住地における住民の〈住むこと〉という簡単で、

あたりまえの問題」から出発して、住民運動は環境悪化を批判してきた。資本が「余剰価値の視点」から都市空間を捉えていたのに対して、住民は「使用価値の視点」から都市環境を問題にしていたのである。

自己の日常生活と関連をもちながら使用価値の観点から、生活環境問題が検討されてゆく過程で、住民運動の主体性が確立される。「このような主体性の確立はあきらかに、共同性を形成する……居住地における生活に与っての諸手段たる土地・空間が、商品化されることによる環境悪化への私生活の危機意識と、それによる、当の空間の〈生活のための使用価値〉視点の確認を媒介に、私的な空間の占取という〈日常的観念〉から、共同的な占取という〈共同性の観念〉を形成していく」(三七〇頁)。このように、「環境要求運動は生活環境空間を、〈生活のための使用価値〉視点から「視点に立って」、共同的な占取(≡社会関係)の〈共同性の観念〉へと形成しつつある」(三七二頁)。

この「〈共同性の観念〉を出発点として……『公共性の実体批判』・『公共性の過程批判』を行うに至るのである。これは、計画・開発行政や資本の『公共性』に対して、住民の『批判的公共性』の観念の確立の道である」(三七三頁)。この「批判的公共性」は次の段階として、「使用価値視点による〈共同性の観念〉が『同市民関係』[人格をもつ市民の権利・義務関係の確立(≡市民性の確立)]と、言い換えられている」にまで高められた内容をもつ(三七三頁)。「もう一つの公共性」が生み出されるのである。この「もう一つの公共性」とは「自立した市民の、公開的で能動的な議論とそれを通じて形成される公論、という意味」(三七四頁)を根本的にもっているものである。「こうした住民の側での『同市民関係』の観念的成熟……こそが、既存の『公共性』観念(『お上意識』)を市民的なものに転換させ、したがって、自治体の公権力を市民的権力の手段に変えていく主体的推進力となりうるものである」(三八二頁)。

このように、住民運動の発生、主体性の確立、批判的公共性の提示、「もう一つの公共性」の形成を底流で支

えているものこそ、似田貝香門のいう〈共同体の観念〉に他ならない。

一九七〇年代中頃にピークを迎えた住民運動は、高度経済成長の終焉とともに「冬の時代」を迎えたように見えた。しかし、「対抗的な運動」から「創造的な運動」へ、あるいは「住民運動」から「市民運動」へと質的な転換を図りながら、現在のまちづくり運動や地域活性化運動につながっていった。

住民運動は、「公共性の意味転換」(田中、二〇〇二)の先駆けとなった。近年、従来までの「国家が独占してきた公共性」という方から、「官による公共性の独占」体制が崩れ、市民社会の側から公共性の定義が可能となった。そうした変化のなか、公共性を定義する主体が多元化しつつある。さらに、国家財政の累積債務が高むなか、従来通りの公共事業を展開することが不可能となりつつある。環境保全の動きが強まってきたこともあり、ダム建設や河川改修、干拓工事、さらに、高速道路、空港、新幹線などの大型公共工事の「公共性」がかつてのように「自明なもの」と受け取られなくなった。さらに、「官から民へ」の権限委譲をめざす規制緩和、「中央から地方へ」の改革を意味する地方分権化の制度改革が進められており、そのことよって、国家的公共性はますます相対化せざるをえなくなってきた。同時に、安原茂が一九八〇年代初頭に問題提起したように、地域レベルでも、地域的な公共性の定義が可能となってきたし、実際、そうした形が現実化してきた(田中、一九九七)。

四 地域社会への共同性の埋め戻し

1 共同性の可視化と埋め戻し

高度成長期には、共同性が地域から離れ、広域化が進んだ。たとえば、暮らしのエネルギーを考えてみよう。

かつて、エネルギー源は近隣の山から採取した木材であった。それが電力や石炭・石油に代わった。特に石油はほぼ一〇〇パーセントを「遠い」国々に依存している。しかも、電力は、送電ロスが相当程度に達するにもかかわらず、東京大都市の電力エネルギーは南東北から、さらに本州最北端の下北半島まで、原子力発電所の立地場所を求めざるをえなくなった。問題解決の地域・単位を広域化、大規模化することで効率性、合理性を確保しようとしてきた。文字通り、重厚長大型の発想の時代であった。こうしたなか、地域に埋め込まれていた共同性は、地域から引き抜かれていった。

一九九〇年前後から、高度経済成長以来一貫して進んできた「脱地域化」から反転して、「地域への共同性の埋め戻し」が始まった。この地域への埋め戻しは、脱地域化のなかで地域的共同性が不可視化してきたものが「見えてきた」、可視化してきたことから始まってゆく。たしかに、公害反対運動の当事者たちには、公害被害が「個人の生まれつきの身体的弱さ」といった個人的な原因ではなく、地域住民が「共通に被っている」原因によるということが「見えていた」。その意味では、地域の共同性の埋め戻しはいつでも、共同性の可視化を契機としている。「有用な財が……消費されて以降、廃棄物のように、環境に負荷をもたらず負財、〈環境負財〉が排出され、処理される過程」(長谷川、二〇〇三、二三頁)をダウンストリームと呼ぶとすれば、環境問題が深刻化している現在、「アップストリーム偏重からダウンストリーム重視の社会へと、私たちは、基本的な視座の転換を迫られている」(二二五頁)。実際、現代の消費者は、高度成長期と比較して、自らの消費行動のなかにもダウンストリームへのまなざしをもつようになった。

ここで注意すべきは、「地域への埋め戻し」といった場合の「地域」である。戦後の共同性が地域に埋め込まれていた時期の「地域」は、明確な地域の輪郭をもったムラであった。第二期では、その明確な輪郭をもった地域のイメージをもちながら、コミュニティづくりや地域形成を求めていった。しかし、住民運動が提起した地域

は、もっと多様で、多層的なものであった。さらに、第三期の現在問題となる「地域」は、「不幸なコミュニティ」に限定されない、広がりをもってきた。現在、共同性が埋め戻されようとしている地域は、ムラやコミュニティのような狭域の地域だけに限定されない。ある場合には、より広域な地域であり、さらに、多層化して存在している地域である。ある特定のテーマに関しても、複数の「地域」が重層的に関連している。その意味で、埋め戻された共同性は、広域―狭域にわたる複数の集団によって、時には競合・対立しながらも協調しつつ担われている。

2 埋め戻しの具体相

地域への埋め戻しを具体的に見てゆこう。

福祉の面では、福祉政策の転換のなかに、地域への埋め戻しが見て取れる。とくに、社会福祉が長らく「国家による措置」と同義であったわが国においては、地域への埋め戻しは政策的転換によって先導されてきた。

一九九〇年の福祉八法改正によって、多くの福祉事務が機関連任事務から団体事務へ変化した。「この転換は『コペルニクスの転回』といっても過言ではないほど大きな思想的転換であり、制度的転換であった。そのポイントは、社会福祉のあり方を国が決め、国のいうとおりに地方自治体を実施させる国の機関連任事務制度から、社会福祉を地方自治体が地域の実情に即して主体的に考え、推進できる団体委任事務への移行であると同時に、区市町村社会福祉行政を計画化させるものであった」（大橋、一九九五、二〇頁）と評価される。この改正において、「措置を要する者」という福祉の対象者についての考え方から「福祉サービスが必要とする者」へと変化し、ノーマライゼーションの考え方が導入された。さらに、福祉計画策定が義務づけられた。

本論との関連において重要な改正点は、福祉の担い手が自治体へと下りてきたことである。改正後の社会福祉

事業法の第三条の二（地域等への配慮）において、「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営むる者は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施するに当たっては、医療、保健その他関連施設との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない」と定められている。この法制度改正は、ただちに、地域福祉の実態を変化させるものではないし、次のような限界が存在する。「そこには、『自治体側の創意と工夫による福祉』なる大義名分が存在する。それは……自治体の連合組織がもててきたものでもある。とはいえ、『措置』権限の自治体移管は、社会福祉行政からの厚生省の全面撤退ではない。『措置』の基準を政令で定めるとともに、『措置』にかかる費用の精算を通じて、厚生省による行政統制の道を残した。言い換えるならば、厚生省が選択した道は、『統制のとれた分権体制』（辻山幸宣）であった」（新藤、一九九六、七〇頁）。

こうした限界をもちながらも、やはり、一九九〇年の法改正はこれまでのわが国の福祉政策の大転換であった。それは、一九八〇年代半ばに実施された、社会福祉関係の国庫補助金の削減と並行して、一九八〇年代後半から準備されてきた「供給サイドの社会福祉から利用サイドの社会福祉へ」（古川、一九九二b、二〇―二六頁）の変革の延長上に位置するものである。さらに、「社会福祉における分権化の推進は、時間的にも内容的にも他の行政分野に先行するものであった」（古川、一九九八、一四頁）。その後、一九九七年の児童福祉法改正による保育園の選択権、一九九八年の介護保険法の制定による介護提供者の選択など、利用者の選択権の拡大、福祉資源の供給の多元化が進められてきた。

以上の過程は、「社会福祉の供給が政府によって独占されてきた」（一六頁）体制からの変革の過程であった。新藤宗幸は旧体制を、集権的パラダイムと呼んでいる。集権的パラダイムとは、「一定の政策・プログラム領域において、目標と手段（実施機関、実施の権限、権限行使の手続と基準、実施財源）が、国家Ⅱ中央政府によって設定

され、かつその占有を妥当と判断する認識枠組みである。……行政の実施体制は、このパラダイムにおいても、中央政府機関による直接の実施はなく、自治体の機関による実施が承認されている。だが直接の実施機関である自治体機関も、中央政府機関の統制に服すべきであるとなる」(新藤、一九九六、一二〇頁)。その結果、「厚生省の掌握するリソース、すなわちヒト、カネ、権限は成長し、集権の実施体制は強化されてきた」(一二三頁)。集権のパラダイムの下、経済成長、豊かさの拡大のなかで、行政活動領域が拡大し、そのことが、中央政府のリソースと事業実施能力を拡大していった。

現在進んでいる福祉面での改革は、集権のパラダイムから分権のパラダイムへの変革である。集権のパラダイムにおいては国家が主体で市民が客体であったが、分権のパラダイムでは市民と自治体が主体となる。分権のパラダイムの中で改めて公共性が問題になる。すなわち、『集権のパラダイム』を大胆に否定し、市民の政府(自治体)による政策・プログラム設計と実施システムを展望した理論を構成し、公的(public)責任とは何かをあらさらにすることになる」(二二五―一六頁)。

以上の制度変革と並行して、地域社会の側にも、地域への埋め戻しを促す変化が起きてきた。政府に先駆けて、一九六〇年後半〜七〇年代には、革新自治体が福祉政策の充実を図ってきた。福祉国家と福祉社会の連携の必要性が説かれるなか、日本においても、遅蒔きながら、行政機関ではなく社会のなかに福祉ボランティアなどの組織が生まれ、活発に活動している。福祉の問題をたんに行政側の問題としてのみ捉えることをせず、「自分たちの共通の問題」と捉え、福祉関連のボランティア活動を行っている。今日のボランティアの隆盛を導いたのは、福祉領域でのボランティア組織であった。そのことが、今日の福祉関係のNPOの叢生につながっている。二〇〇三年六月末現在、認定された一一八九九法人のNPOのうち、「保健、医療又は福祉の増進」目的のものは五九%にもものぼっている。

以上見てきたように、福祉の分野において、行政施策の面からも、社会の側からも地域への共同性の埋め戻しが進んでいる。

次に、災害から地域への埋め戻しの具体相を見てゆこう。本格的に高度経済成長が開始されて以降、日本の大都市は大災害に見舞われていない。そうした災害の「洗礼を受けずに」都市は成長してしまった。そのため、防災研究者からは、現代の大都市の災害への脆弱性がしばしば指摘されてきた(田中、二〇〇一)。こうしたなか、「予想だにできなかった」大震災が突然、神戸を襲った。阪神大震災で自宅が全壊した人々は避難所生活を余儀なくされた。その後、多くの人々は仮設住宅、さらに、公共住宅への移転を余儀なくされ、同時に、コミュニティまで失った。数多くの住宅が被災した地域では、近隣関係が切断され、親近感を抱いていた地域の風景が崩壊し、コミュニティが解体の危機にさらされた。

大震災時のコミュニティに関して特筆される事例は、淡路島の北淡町と、まちづくり運動で有名な神戸市長田区真野地区である。

倒壊家屋からの救出活動は、家族を含む近隣住民を中心におこなわれた。北淡町では、地元の消防団が発災直後、午前五時五五分には救援活動を開始し、当日の「午後四時にはすべての町民の安否が確認され、一八日には合同葬儀を行うこと事が出来た」(舟場、一九九九、七頁)。そのため、家屋の倒壊率が高かった割に、死亡者が少なくてすんだ。緊急時の救出活動を支えた基礎には、「隣の人は、あの部屋に寝ている」ことをも相互に知っている緊密なコミュニティの存在があった。

もう一つの事例は、神戸市真野地区の事例である。真野地区では、一九六〇年代の公害反対運動の経験の上に、住民主導型のまちづくりが進められてきた。震災当時、同地区では、火災の延焼を自分たちで止め、倒壊家屋から被災者を救出し、道路をふさいでいた倒壊家屋を撤去し、コミュニティ組織が避難所を自主的に運営した。

普段からの町づくりの経験が災害時にも役に立った。真野地区の住民自身も次のように述べている。「こういうことができるのは、住民の間のふだんのつきあいがあるからです。今度の災害で避難所の中で自主的な組織ができたという話は聞きますが、家に帰るところまで援助できるまでにはなっていないと思います。真野は個人の努力だけではできないことを、これまでのふだんのつきあいの中で助け合ってやってきたので、そういうことができるわけです。……今度の災害は、地域社会を大事にして、ふだんの付き合いをしっかりとっておかないと、いざというときには自分の生命まで危うい事態になってしまうということを私たちに教えてくれました」（阪神復興支援NPO編、一九九五、三二頁）。

こうした経験を踏まえて、「非常の時に小地域単位でも生きられる工夫」が必要だと、倉田和四生は提唱する。「ライフラインが一元的に集中管理されている大都市のシステムは、一度、管理中枢が破壊されるとたちまち何千人、何万人という多数の人たちが一挙に生活困難に陥る、きわめて脆弱なシステムである……このような危機の中を生き延びるためには、非常の時に小地域単位でも生きられる工夫を施しておくことが必要なのである。機能の集中化と併行して小地域の生活単位（自足的生活圈）の分節化がなされなければならない」（倉田、一九九九、二頁）。

平常時には広域的、巨大なライフライン施設や大都市圏全体に張り巡らされた警察や福祉・医療制度が効率的に都市生活を支えている。そうした安心感からコミュニティも近隣関係も不必要と人々に判断されてきた。しかし、大都市災害は、都市的施設面や社会制度面、さらに「生活の仕方」の面にまで「機能の集中化と併行して小地域の生活単位の分節化」が必要であることを示した。

こうした被災経験を受けて、阪神淡路大震災を記念してまとめられた「一・一七宣言」にも、次のように、共同性やコミュニティの重要性がうたわれている。

「一・一七宣言 あの日を忘れないために、人々に、そして次の世代に／一月一七日は忘れない／あの日から七年……／わたしたちは、あの震災で／そこに住む人々が／まちづくりのために／力を合わせることを学んだ／そして／人と人とのつながりの貴さ／ともに生きることの大切さを教えられた／今／新たなコミュニティのなかで／お互いに声をかけ合い／地域がひとつになって／いきいきと暮らしていける／そんな社会が求められている」。

環境面では、従来までの大規模な生産・処分という「見えない」過程で抱え込んだ危険性（たとえば「原発の危険性」）や有害性（「ダイオキシ」）が「隠されてきた」ということが、「見えてきた」。その結果、地域という場でも、生産や処分施設の小規模化（「生ゴミの堆肥化」）や「手に届くところに取り戻す」（「産直」）努力、生産量そのものを抑える努力（「ゴミ減量化」）や「省エネ」、生産物の安全性確認の努力、リサイクル・循環的利用（古着から水まで）の努力が始まった。これらは、地域のなかで環境問題を考え、地域でエネルギーや財の生産から消費・最終処分までの循環過程をできるだけ完結させるよう努める共同の活動につながっていった。

環境、福祉、防災の分野について見てきたが、この他、教育の分野では「共育」の必要性が指摘され、子育てサークルや子育て支援活動、青少年育成のための活動が進められてきた。教育的配慮とともに、近年の犯罪件数の増加にともない、地域ごとの防犯活動も真剣に取り組まれるようになってきた。さらに、グローバル化によって、日本各地で外国人の居住が拡大し、「多文化共生」の途が模索されている。まちづくりについても、地域の共同性に根ざす「小さな公共性」が注目され始めている（林、二〇〇〇…田中、近刊）。

3 問題解決の場としての地域社会

地域への埋め戻しの結果、地域が問題解決の場としての重要性を再度獲得した。地域への埋め戻しが進んだ結

果、地域が「問題の顕在化の場」として重要となってきたばかりではなく、「問題解決の場」をしても重要となってきた。

環境問題に関連して、松橋晴俊は「今日の環境問題の悪化を生み出す社会的メカニズムは、『隔離依存型・ワンウェイ消費型』の物質循環構造のもとでのさまざまなタイプの『社会的ジレンマ』の発生、という特徴をもっている。地域社会は、悪化しつつある環境問題の『顕在化の場』としても『解決の場』としても重要であり、各地域の住民の政治変革型および生活変革型の運動が、これまでにさまざまな環境問題の改善・解決に積極的役割を果たしてきた」（松橋、一九九三、一二七頁）と説明している。地域社会において環境問題を可視化し、その問題解決に向けて共同の活動が求められており、実際、そうした活動が行われている。「今後、社会的ジレンマとして現れてくる環境問題を地域社会での取り組みによってどのように解決しうるのかはますます重要な課題になり、コミュニティ形成にとっても、環境問題のもつ比重は高まると思われる」（二二七頁）。環境問題をめぐる「負の共同性」は地域社会という場において「可視化」＝顕在化しやすければならず、「負の共同性を正の共同性に転換する行為」、すなわち問題解決も地域社会において行われることを求められている。

こうした地域への埋め戻しは、多元化・分権化・参加という三つの価値を同時に志向する。地域への埋め戻しが多元化・分権化・参加という三つの動きを生み出しており、さらに、多元化・分権化・参加という三つの価値志向が地域への埋め戻しを一層促している。この三者の関係は、次のようになっていく。「住民に近い政府の裁量が大きいほど、住民の「住民による行政活動に対する」コントロールが可能になり、したがって民意が反映されやすい……そしてまさしくこの文脈において、『分権化』と『参加』は出会うのである。分権化は住民の政治参加を推進する誘因でもあり前提条件でもある。さらには多元化と分権化もまた、同様の視角で捉えることができる。……多元化と分権化は『利用者主体』ないし『利用者本位』という概念軸を導入することによっては

じめて同一の理論的方向性を有するものとして把握されうる」(児島、一九九八、九九頁)。

五 戦後日本の地域的共通性の変遷

以上の議論をまとめると、表1のようになる。

戦後から高度経済成長の本格的開始時期まで、当時の日本社会の中心をなすムラ社会においては、共通性は一元的に(パッケージ化されて)埋め込まれていた。むしろ、共通性抜きには、生活が成り立たなかった。その意味で、住民からすれば、当時の共通性は直接的な共通性であり、同時に、「余儀なくする共通性」あるいは「強いられた共通性」であった。この共通性は、有賀喜左衛門らを除いて、大部分の研究者からは「封建遺制」として否定的に捉えられた。封建遺制からの克服抜きには、日本社会の「近代化」「民主化」(この二つの用語の意味するところはしばしば重なっていた)が達成されないと考えられた。このムラに埋め込まれた共通性に代わって求められたのが、自立した個人の間につくられる共通性であった。

高度成長によって、日本社会は急激な産業化・都市化を経験し、封建遺制として捉えられた共通性は急速に消滅した。経済発展、さらに、地方への産業の展開にあわせて各地で地域開発政策が進められ、日本人の生活は「豊かになった」。しかし、同時に、地域社会は衰退した。地域に埋め込まれていた共通性は、地域から「見えないう」存在となり、地域から離れていった。ここでは、「生活上のさまざまな課題は専門的な機関によって問題処理されるようになり、さらに、人々も、それによって「あらゆる問題が解決する」と樂觀的に信じていた。それを整理したのが、「生活の社会化」論であった。しかし、一方では、高度成長の「歪み」はあらゆる場面に顕在化し、制度的な対応が追いつかないために、住民に「突然の共通性」が突きつけられ、運動による解決を余儀なく

表1 戦後日本の共同性の変遷

時期	敗戦1945年～1960年 敗戦から高度成長期	1960年～1990年前後 高度成長からバブル 経済期	1990年前後～ 現在
共同性	埋め込み 直接的共同性 余儀なくする共同性 強いられる共同性 庶民の創造性	脱地域化 見えざる共同性 突然の共同性 不幸なコミュニティ もう一つの公共性	埋め戻し 共同性の可視化 重層的な共同性 地域から解放された共同性 新しい公共性
人間像	自立できない個人 個の集団への埋没	自律的な個人・市民 個人化された人間	「自律的な個人」の限界
キーワード	封建遺制	生活の社会化	「共」セクター
社会的背景	戦後改革 民主化	経済発展・地域開発 「豊かさ」 地域社会の衰退	グローバル化 国家の相対化・規制緩和 地方分権化
希求される 共同性	個の自立に基づく共同性	コミュニティづくり 住民運動 市民社会	NPO・ボランティア 参加と協働 まちづくり・自治

された。また、同時に、地域社会の衰退に対して、新しいカタカナで表記されるコミュニティづくりが企てられた。だが、住民運動もコミュニティづくりも、過渡的な、不安定な共同性の形であった。この時期に、住民運動のなから「もう一つの公共性」の問題提起がなされた。

一九九一年のバブル経済崩壊前後から、地域から離れていった共同性が再び、地域に戻ってきた。地域社会への共同性の埋め戻しが始まった。

地域への埋め戻しが、地域の側の主体的な取り組みだけから始まったと考えるはならない。まして、住民自身が、埋め戻された共同性に自覚的であるわけではない。地域への埋め戻しは、行政施策や制度の改革（分権化あるいは分権的施策への転換）、問題解決が地域への埋め戻し抜きでは解決できない案件の増大、地域の側の埋め戻しを担いうる主体の成熟（地方自治体の成熟、市民セクターやコミュニティ・セクターの成長）など、地域の内外の力によって促されている。また、埋め戻しが、すべての問題解決に

有効に働いているわけでも、すべての地域で一様に進んでいるわけではない。この意味で、地域への埋め戻しは始まったばかりであり、重層的であり地域ごとに多様な様相を呈している。今後、それがどのような形をとるか不定である。

この埋め戻しは、グローバル化と同時に、ローカル化することの意味を指しているとも考えてもよい。グローバル化によって、国家はますます相対化してきた。その具体的な現れが、規制緩和であり、地方分権化である。両者は、「官」すなわち国家の権限や機能を縮小することにつながってゆく。これと並行して進んでいるのが、「共」セクターへの期待の増大である。ここで「共」とは、「市民セクター」とコミュニティ・セクターからなると考えておく。具体的には、コミュニティ、NPOやボランティアの活動が拡大し、行政との関係においては「参加と協働」が叫ばれている事態である。そして、こうした構造的な改革のなかから、「地域的公共性」や「小さな公共性」などといった「新しい公共性」が展望されている(田中、二〇〇二・田中、近刊)。その「新しい公共性」は共同性から積み上げられた公共性である(田中、二〇〇三)。

たしかに、「共」セクターへの期待は、ただちに、「共」セクターの役割拡大を意味しない。期待と実際には、現在のところ、大きな隔たりが存在している。しかも、「新しい公共性」も確固とした形をとっているとは言い難い。しかし、「新しい共の活躍」や「新しい公共性の創造」につながる可能性をもった、地域への共同性の埋め戻しが確実に始まった。

六 共同性の変遷と潜在的な共同性の発見

戦後の共同性の変遷を論ずるに際して、水の問題を具体例としてとりあげてきた。この水を例に考えてみると、

たしかに、戦後、ムラは農業用水管理や生活用水管理などを通して、かつては生産・生活の一部として重要な位置を占めていた。そのことによって地域の共同性が強く規定されていた。それが、近代的な農業用水路の整備と管理方式の導入によって、農業用水がムラに暮らす人々を結びつける力を喪失してきた。同様に、上水道の整備によって、共同で水を管理し、自分の利用した水を排水するときにも「共有財としての水」を汚さないように注意してきた生活慣習は消えていった。汚れた生活排水の行方に人々は意を介さなくなった分、川は排水路と化していった。

では、今日、水をめぐる共同性は消滅してしまったのであろうか。そうではないことは、阪神大震災の被災者たちが「共通に」水不足に悩まされたことでも分かる。さらに、表流水の水循環が完結している流域社会のなかでは、利用できる水は限定されており、その意味で、住民の意識にのほらないとしても、「水をめぐる共同体」を構成して流域住民は暮らしていることに変わりはない。利用や管理の方式は変化してきたが、流域社会が「水の共同体」であることには変わりはない。

さらに、都市空間も共同性の上に成り立っている。「都市とは、農村での生活様式とはちがいが、もともと一戸一戸では独立して生活することのできない計画性ないし仕組みの上に立つ、共同生活の場だということになる。はやい話が、農家では井戸はめいめいが掘ることができるし、ゴミは各自に処分することができる。道路は時には自分の家の独占物でもありうる。ところが、都市では、そうしたことがはじめから許されず、また不可能なのである」(増田、一九八〇、一五〇頁)。ここまでの論理の進め方は、倉沢進の生活の社会化論と同一である。しかし、次の点で決定的に異なる。増田四郎は続けて、次のようにいう。「いや、すくなくとも不可能だという前提に立って、都市建設がおこなわれ、都市行政がすすめられなければならない。そしてまさにそのことからして『公共世界』というものの大切さと、そこにおける権利・義務の関係が自覚され、そのことへの『互助』と『奉

「仕」の精神が生まれる」(二五〇頁)。倉沢進の議論は前段の認識から問題処理の主体(専門機関)の議論へと展開してゆくが、そこで看過されているのは、都市が「共同のもの」、「公共のもの」という視点である。

活動の集積体としての都市「空間は、人々の生活・事業活動が折り重なって展開する場である」。そのため、「その利用秩序を定め、その計画的・体系的整備をはかる」こと……さまざまな利害を調整するためのルールづくりが不可欠となる」(久保、二〇〇〇、一五一頁)。

また、都市空間を所有と利用という側面から見ると、都市は矛盾した特質をもっている。都市はもともと、「私的活動と私的所有に強く性格づけられながら」、同時に、「都市住民の共同の場」である。もちろん、この点で農村社会でも本質的には変わりはないが、その矛盾の乖離が都市の場合の方がはるかに大きい。「一つには、都市の土地と建物が私的・個別的支配の客体であると同時に、人々の生活と活動のために形成・創造されるべき共同の都市空間の物理的基盤をなすという、相矛盾する二重の性格をもつこと、いま一つには、その共同の都市空間が担う生活基盤や環境基盤としての性格と経済活動基盤たる性格とは、しばしば相互に矛盾・対立する契機を内包することを認識すれば、それらの両レベルにおけるアンヴィバレントな二つの側面をいかに調整し合理的に結合させていくかが、高度に都市化した現代社会にとっての大きな課題」(原田、二〇〇一、四頁)となる。

こうしたなか、「もっぱら経済面での最大の利益と効率(有効高度利用)の実現を基準として決定される」と「……住民の生活・居住・環境上の諸利益が損なわれることは必然であるから、共同の『場』としての都市空間の公共的性格(『公衆にとって共同のもの』という意味での市民的公共性)の承認を基礎としてその形成と利用配分のあり方を経済II市場システムの外側から公共的に制御し秩序づける制度的仕組み(建築の不自由)がどうしても必要となる」(四頁)。同様の指摘は、他の論者からもなされている。「土地は、わが国においても私有財産制度の対象となっている。私的財産権の対象となっている土地は、しかし、その利用のあり方が、上記のように周囲

の土地利用や公共空間のあり方にさまざまな影響を与えずにはおかない財であり、そのことのゆえに、その利用につき制限を受ける必要がある。これが土地の公共性の本質であろう」（寺尾、一九九九、二〇〇頁）。

以上に見てきたように、水や都市空間は、戦後社会の変動に関わりなく、共通性をもち続けてきた。この点をわれわれは見逃してはならない。それは、「潜在的な共同性」（田中、二〇〇三）と呼ぶべきものである。そして、共同性の管理の問題は、現代では、公共性の議論抜きには論じえない。

こうして見てみると、戦後日本社会のなかで「埋め込み―脱地域化―埋め戻し」という形で大きく揺れ動いてきた共同性のあり方と、そうした動きの根底には一貫して共同性が連続していることを同時に認識し、今後、地域社会の共同性の研究を進めてゆくことが重要である。

参考文献

- 新陸人、一九九七「コミュニティ・システム分析のアプリオリ」『奈良女子大学社会学論集』四号。
新陸人、一九九八「コミュニティ・システム分析のアプリオリ」『奈良女子大学社会学論集』五号。
有賀喜左衛門、一九三八「農村社会の研究」の序、『有賀喜左衛門著作集Ⅰ』未来社所収。
有賀喜左衛門、一九五九「村落共同体をめぐる討論」村落社会研究会編『村落共同体論の展開』時潮社。
有賀喜左衛門、一九七二『家』至文堂。
安藤元雄、一九七八「居住点の思想」晶文社。
福武直、一九五四「村落構造の研究のために」『福武直著作集第五卷』東京大学出版会、所収。
福武直、一九五六「現代日本における村落共同体の存在形態」『福武直著作集第五卷』所収。
福武直、一九五九「日本農村社会学の課題」『福武直著作集第五卷』所収。
福武直、一九六四『日本農村社会論』東京大学出版会。
福武直、一九八七『日本社会の構造』東京大学出版会。

- 舟場正高、一九九九「震災と地方分権」『都市政策』九四号。
- 船橋晴俊、一九八五「公共性」と被害救済との対立をどう解決するか『新幹線公害』有斐閣。
- 船橋晴俊、一九九三「環境問題と地域社会」蓮見音彦・奥田道大編『二一世紀のネオ・コミュニティ』東京大学出版会。
- 古川孝順、一九九二a「社会福祉供給システムのパラダイム転換」古川孝順編『社会福祉供給システムのパラダイム転換』誠信書房。
- 古川孝順、一九九二b「福祉改革…その歴史的位置と性格」『社会福祉供給システムのパラダイム転換』。
- 古川孝順、一九九八「社会福祉二一世紀への課題」古川孝順編『社会福祉 二一世紀のパラダイム1 理論と政策』誠信書房。
- 阪神復興支援NPO編、一九九五「真野まちづくりと震災からの復興」自治体研究社。
- 原田純孝、二〇〇一「序」原田純孝編『日本の都市法1』東京大学出版会。
- 長谷川公一、二〇〇〇「共同性と公共性の現代的位相」『社会学評論』第五〇巻四号。
- 長谷川公一、二〇〇三「環境運動と新しい公共圏」有斐閣。
- 蓮見音彦、一九八〇「序 地域社会論の課題と構成」蓮見音彦・奥田道大編『地域社会論』有斐閣。
- 林泰義、二〇〇〇「新しい公共」概念が開く世界」林泰義編『市民社会とまちづくり』ぎょうせい。
- 石田雄、一九九五「社会科学再考」東京大学出版会。
- 嘉田由紀子、一九八四「水利用の変化と水のイメージ」鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史——琵琶湖報告書 [増補版]』御茶の水書房。
- 川島武宜、一九八七「新版所有権法の理論」岩波書店。
- きだみのる、一九六七『につぼん部落』岩波新書。
- 木田融男、一九九九「社会」概念と共同性」中久郎編『社会学論集 持続と変容』ナカニシヤ出版。
- 児島亜紀子、一九九八「福祉多元主義の系譜と特質」古川孝順編『社会福祉 二一世紀のパラダイム1 理論と政策』誠信書房。
- 久保茂樹、二〇〇〇「まちづくりと合意形成手続」小早川光郎編『分権改革と地域空間管理』ぎょうせい。

- 倉沢進、一九七七「都市的生活様式論序説」磯村英一編『現代都市の社会学』鹿島出版会。
- 国民生活審議会コミュニティ問題小委員会、一九六九『コミュニティ生活の場における人間性の回復』大蔵省印刷局。
- 倉田和四生、一九九九『防災福祉コミュニティ』ミネルヴァ書房。
- 増田四郎、一九八〇『地域の思想』筑摩書房。
- 宮島喬編集、二〇〇三『岩波小辞典 社会学』岩波書店。
- 宮崎省吾、一九七五『いま、「公共性」を撃つ』新泉社。
- 森岡清志、一九九〇「都市生活の共通性と個別性」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房。
- 森岡清志、一九九三「都市的生活様式」森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣。
- 中久郎、一九九一『共同性の社会学論』世界思想社。
- 中田実、一九八二「都市開発の理念と現実」蓮見音彦・安原茂編『地域生活の復権』有斐閣。
- 似田貝香門、一九七六「住民運動の理論的課題と展望」松原治郎・似田貝香門編著『住民運動の論理』学陽書房。
- 越智昇、一九八〇「地域組織の日本的構成」蓮見音彦・奥田道大編『地域社会論』有斐閣。
- 越智昇、一九九一「新しい共同社会としての福祉コミュニティ」東京都社会福祉協議会編『福祉コミュニティを拓く』東京都社会福祉協議会。
- 大橋謙策、一九九五『地域福祉論』放送大学教育振興会。
- 大野晃、一九九六「源流域山村と公的支援問題」日本村落研究会編『年報 村落社会研究 第三二集 自然の再生』農山漁村文化協会。
- 奥田道大、一九八〇a「住民意識と要求表出の諸形態」蓮見音彦・奥田道大編『地域社会論』有斐閣。
- 奥田道大、一九八〇b「地域自治の課題と展望」蓮見音彦・奥田道大編『地域社会論』。
- 桜井厚、一九八四「川と水道」鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史——琵琶湖報告書一増補版』御茶の水書房。
- 鳥崎稔、一九五九「村落共同体論の系譜と文献解題」村落社会研究会編『村落共同体論の展開』時潮社。
- 新藤宗幸、一九九六『福祉行政と官僚制』岩波書店。
- 園田恭一、一九六四『「地域社会」と「共同社会」』『社会学評論』第一四卷四号。

- 園田恭一、一九七八『現代コミュニティ論』東京大学出版会。
- C・F・サムス、竹前栄治編訳、一九六二―一九八六『DDT革命——占領期の医療福祉政策を回想する』岩波書店。
- 高橋明善、一九八二「農村開発の理念と現実」蓮見音彦・安原茂編『地域生活の復権』有斐閣。
- 高橋明善、一九八六「戦後日本農村の形成 解説」『リーディングス社会学 農村』東京大学出版会。
- 高崎裕士・高桑守史、一九七六『渚と日本人』日本放送出版協会。
- 武川正吾、二〇〇一『福祉社会 社会政策とその考え方』有斐閣。
- 田中重好、一九九二「コミュニティの『復権』は可能か」金子勇・園部雅久編『都市社会学のフロンティア3』日本評論社。
- 田中重好、一九九七「地方分権化の地域社会学の課題」『地域社会学年報第九集』時潮社。
- 田中重好、二〇〇一「阪神淡路大震災研究から都市研究へ」金子勇・森岡清志編著『都市化とコミュニティの社会学』ミネルヴァ書房。
- 田中重好、二〇〇二「地域社会における公共性」『地域社会学年報第一四集』ハーベスト社。
- 田中重好、二〇〇三「地域社会における共同性」『地域社会学年報第一五集』ハーベスト社。
- 田中重好、近刊「都市づくりと公共性」藤田弘夫・浦野正樹編『都市社会とリスク』東信堂。
- 玉城哲、一九八二『日本の社会システム』農山漁村文化協会。
- 寺尾美子、一九九九「都市計画における公共性・法・参加」『都市問題』第九〇巻六号。
- 山下祐介、二〇〇一「都市の創発性」金子勇・森岡清志編著『都市化とコミュニティの社会学』ミネルヴァ書房。
- 安原茂、一九八二a「現代社会において地域の自立は可能か」蓮見音彦・安原茂編『地域生活の復権』有斐閣。
- 安原茂、一九八二b「地域復権を担う主体は何か」『地域生活の復権』。
- 安原茂、一九八二c「地域復権の戦略的意義は何か」『地域生活の復権』。
- 余田博通、一九五九「農業村落共同体の構造と性格」村落社会研究会編『村落共同体論の展開』時潮社。